

令和7年度(令和6年分) 給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出について

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業主)は、全ての従業員について、前年中(1月1日から12月31日まで)に支払った給与についての給与支払報告書を1月31日までに提出していただくことになっています。

給与支払報告書は、個人市民税・県民税の課税の根拠となる重要な資料です。

徴収方法

- ▶特別徴収…給与支払者が従業員の住民税を給与から差し引いて代わりに納める方法(所得税の源泉徴収義務のある事業主は、特別徴収することが法律で義務付けられています。)
- ▶普通徴収…従業員が自身で住民税を納める方法(退職者等が該当)

個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載について

- ▶総括表…「給与支払者の法人番号又は個人番号」の記入が必要となります。
- ▶個人別明細書…「支払を受ける者」の個人番号の記入が必要となります。
「支払者」の法人番号又は個人番号の記入が必要となります。
「控除対象配偶者・扶養親族」がいる場合、氏名及び個人番号の記入が必要となります。記載がない場合、扶養調査時に事業所へ照会することがあります。

※法人番号は13桁、個人番号は12桁です。個人事業主の場合は、事業主の個人番号を記載してください。

総括表について ◎自社製又は既成等の総括表を使用する場合は、新座市の指定番号(新座市送付の総括表に記載)を必ず記入してください。なお、提出の際は新座市送付の総括表も必ず添付してください。

◎総括表の印字内容に訂正や変更がある場合は、朱書き訂正をお願いします。

◎退職等により普通徴収とする者がいる場合は、普通徴収該当理由書を添付するとともに、該当者の個人別明細書の摘要欄に普通徴収の符号を記載してください。

「受給者総人員」…令和7年1月1日時点の他市分を含む全従業員数

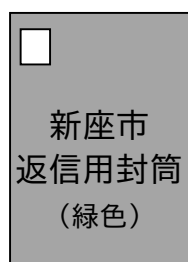
「新座市報告人員」…新座市に提出する徴収区分ごとの従業員数

個人別明細書の枚数と一致させてください。

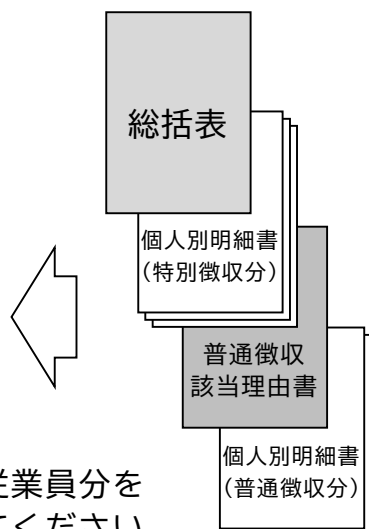
「納入書の送付」…新座市に住民税を納入する際、納入書を使用しない方法で納めたり、自社製の納入書で納めたりするなどの理由で新座市作成の納入書を使用しない場合は、「不要」に○を付けてください。

提出書類

切手が必要です!



新座市在住の全従業員分を
まとめて提出してください。



新座市送付の総括表

総括表を独自に作成する場合でも、同封の総括表を必ず添付

個人別明細書(特別徴収分)

副本の提出は不要。正本1枚を提出

普通徴収該当理由書兼仕切書

普通徴収の者がいる場合は必ず添付

普通徴収者の人数を、その理由ごとに集計して記入

個人別明細書(普通徴収分)

摘要欄に普通徴収該当理由書と同様の符号(普A～F)を記入

注意事項

◎総括表の報告人員と個人別明細書の枚数に相違がある場合や、個人別明細書で徴収区分の判断ができない場合は電話による確認は行わず、市で報告人数及び徴収区分を判断しますので御注意ください。

◎個人別明細書は該当年度の様式を使用してください（令和7年度様式は左上部に⑦と記載有）。旧年度の様式を使用する場合は年度の数字を朱書き訂正してください。

※旧年度の様式で提出されたものは総括表の支払期間等により市で年度を判断する場合があります。

記入例

摘要欄は書ききれないことがないように注意

1月1日又は退職した時点の住所		マイナンバー必ず記入	
区分	埼玉県新座市野火止 1-1-1	(受給者番号)	0001
住所	埼玉県新座市野火止 1-1-1	(個人番号)	999999999999
外国人の場合は在留カード等の表記(アルファベット)		(氏名)	営業係 ニイザ タロウ
		(フリガナ)	新座 太郎
給与・賞与	5000000	源泉所得控除後の金額	3560000
		前払控除の額の合計額	2230000
		源泉徴収税額	0
配偶者(特別)除除の額	380000	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	1
社会保険料等の金額	700000	住宅借入金等特別控除の額	66500
普通徴収: 区分	普 B / 専従者 / 年調未済 / 5,000,000 円 日中租税協定第21条該当	源泉徴収時所得税減税控除済額	100,000 円 控除外額 20,000 円
事業専従者: 「専従者」	(前職) ●●市役所 ●●県●●市●● 1-1-1 R6.3.31 退職	支払金額	1,260,000 円 源泉徴収税額 20,370 円 社会保険料 174,000 円
年末調整未実施: 「年調未済」	前職分を含む: 「(前職)」と記載後、前職分の支払者・退職日・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料控除額		
控除対象配偶者・扶養親族: マイナンバー必ず記入	ニイザ ヒツミ 新座 一三三 777777777777	ニイザ ヤマト 新座 大和 55555	
非居住(国外)の場合: 区分欄に下記から該当する番号を記入	(イ)30歳未満70歳以上の者→【区分 01】 (ロ)(イ)に該当せず留学→【区分 02】 (ハ)(イ)に該当せず障害者→【区分 03】 (ニ)(イ)に該当せず従業員が前年中に生活費又は教育費を38万円以上送金→【区分 04】		
控除対象配偶者・扶養親族に退職所得がある: 摘要欄に「(退)」と記載後、その者の氏名・続柄・生年月日・住所・障害者又は特別障害者の場合はその旨・非居住者(国外)の場合はその旨(扶養親族の場合は区分も含む)・合計所得金額(退職所得を除く)・従業員が寡婦またはひとり親である場合はその旨			

年末調整時の所得税額から実際に控除した定額減税額(年調減税額)を「源泉徴収時所得税減税控除済額」、控除しきれなかった額を「控除外額」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0 円」)
※合計所得金額が 1,000 万円超である居住者の同一年計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」



給与支払報告書の提出について、詳細は新座市ホームページ「給与支払報告書の作成・提出について」を御覧ください。

個人別明細書の記入方法についての詳細は国税庁ホームページの「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を御覧ください。

